

発行：長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課
〒380-0871

長野市西長野加茂北 143-8 自治会館内

TEL：026-238-1555 (直通)

TEL：026-238-1580 (苦情専用)

TEL：026-238-1583 (障害者総合支援専用)

FAX：026-238-1581

E-mail：kaigo@kokuho-nagano.or.jp

URL：http://www.kokuho-nagano.or.jp/

信濃の介護保険

1 新規指定介護保険事業者説明会について

新規指定介護保険事業者を対象とした説明会を下記のとおり開催します。

現在、滞りなく介護保険請求をされている事業所においても、担当者が代わられた場合などには、この機会にご参加ください。

本会からは介護給付費等の請求をするうえでの基本的事項について説明します。サービス種類別の詳細な説明は行いませんのでご承知おきください。

また、県介護支援課からも新規指定事業者向けの説明があります。参加を希望される事業者は、前日までに事業所番号、事業所名、参加者名をFAXにてご報告ください。

開催日	場所	時間(予定)
平成29年6月27日(火)	長野県自治会館1階会議室	午後1時30分～4時30分

2 ISDN回線で伝送請求を行っている事業所の皆様へ

ISDN回線での請求期限まで1年を切りましたが(平成30年3月末で廃止)、平成29年4月現在、未だ4割弱の事業所がISDN回線での請求を行っています。

ISDN回線による請求を行っている事業所におかれましては、インターネット請求を行うにあたり、開始手続き(電子証明書の発行等)にも一定の期間を要することや、介護電子請求ヘルプデスクが混雑することが見込まれますので、厚生労働省の広報資料(別添)をご確認のうえ、早めにインターネット請求に移行していただくようお願いいたします。

3 給付管理票の作成区分について

給付管理票の作成区分には、新規・修正・取消の3種類があります。作成区分は給付管理票提出のタイミングや目的によって異なり、誤った区分で提出すると返戻の原因となり、サービス事業所への支払が適切に行なわれない場合がありますのでご留意ください。

【新規】	<p>《決定している給付管理票が無い場合の区分》</p> <p>給付管理票を初めて提出する場合や、初めて提出した給付管理票が返戻となり、再度提出する場合には、【新規】で提出します。</p>
【修正】	<p>《既に決定している給付管理票の内容修正を目的として再提出する場合の区分》</p> <p>給付管理票を【修正】として提出すると、<u>決定済みの給付管理票が新たな内容に上書きされます。</u>決定済みのサービス事業所の請求がある場合、修正後の給付管理票と実績を突合し、再審査を行います。</p> <p>このため、<u>修正したい箇所のみでなく、全ての事業所の情報を記載して提出する必要があります。</u></p>
【取消】	<p>《既に決定している給付管理票の取消を行う場合の区分》</p> <p>実績がない等、本来提出すべきでない給付管理票が決定している場合、【取消】の区分で該当の給付管理票を再提出することで取り消しが可能です。給付管理票を取り消すと、これに基づく全てのサービス事業所の実績、及び居宅介護(予防)支援費の実績が過誤(請求の取下げ)となります。</p>

4 給付管理票の指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別欄の注意点について

平成 28 年 4 月より一部の通所介護が地域密着型通所介護へ移行し、平成 29 年 4 月より全市町村で介護予防・日常生活支援総合事業が開始されました。

制度の移行や新規事業の開始に伴い、介護給付費等の請求において、下記①、②の事例で給付管理票が返戻の対象となる誤りが多数見受けられます。

内容を確認していただき、正しい記載・入力をお願いします。

①サービス事業所の事業所番号に変更があったが、以前の事業所番号のまま本会へ提出した。

②介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したサービス事業所があったが、識別コード欄を「1」の指定事業所として記載し本会へ提出した。

※請求ソフトの事業所マスタを誤ったまま登録しており、修正せずに給付管理票の提出を行う居宅介護支援事業所等（居宅・地域包括）が散見されますのでご注意ください。

⇒①、②ともに給付管理票の記載に誤りがあるため、給付管理票が返戻となり、サービス事業所の請求が全て保留となります。

様式第十一（附則第二条関係）

給付管理票(平成 29 年 5 月分)

保険者番号 9 0 1 0 0 1		保険者名 □□市		作成区分 ① 居宅介護支援事業者作成 2. 被保険者自己作成 3. 介護予防支援事業者作成・地域包括支援センター作成 居宅介護 / 介護予防 支援事業所番号 9 0 0 0 0 2 0 0 2 0																
被保険者番号 0 0 0 0 0 0 1 1 1 1		被保険者氏名 フリガナ カイゴ タロウ 介護 太郎																		
生年月日 明・大 5年 5月 5日		性別 男 女		要支援・要介護状態区分 事業対象者 要支援1・2 要介護 1・2・3・4・5																
居宅サービス・介護予防サービス・総合事業 支給限度基準額		限度額適用期間 平成 平成		サービス事業所の作成区分は以下のとおり。																
事業所番号が変更となった場合、事業所番号欄を必ず修正してください。				<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業所番号3桁目</th> <th>事業所区分</th> <th>識別コード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0~7(32,78は除く)</td> <td>指定</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>基準該当</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>7(32,78)、9</td> <td>地域密着型</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>0~7、A</td> <td>総合事業</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>		事業所番号3桁目	事業所区分	識別コード	0~7(32,78は除く)	指定	1	8	基準該当	2	7(32,78)、9	地域密着型	5	0~7、A	総合事業	6
事業所番号3桁目	事業所区分	識別コード																		
0~7(32,78は除く)	指定	1																		
8	基準該当	2																		
7(32,78)、9	地域密着型	5																		
0~7、A	総合事業	6																		
サービス事業者の事業所名	事業所番号(県番号-事業所番号)	指定/基準該当/地域密着型サービス/総合事業識別	サービス種類名	サービス種類コード	給付計画単位数															
□□事業所	2 0 7 0 1 2 2 2 2 2	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所リハ	1 6	1 2 7 0															
△△事業所	2 0 8 0 1 3 3 3 3 3	指定・基準該当・地域密着・総合事業	短期入所生活介護	2 1	9 6 7 5															
〇〇事業所	2 0 9 0 1 1 1 1 1 1	指定・基準該当・地域密着・総合事業	地域密着型通所介護	7 8	1 3 0 0															
〇△事業所	2 0 A 0 1 4 4 4 4 4	指定・基準該当・地域密着・総合事業	通所独自	A 6	1 3 0 0															
		合計		1 3 5 4 5																

請求ソフトをお使いの場合は、事業所番号と識別コードの登録が正しいか、再度確認をお願いします。

平成 29 年 5 月請求分の支払日は 6 月 29 日（木）、7 月請求分の締め切りは 7 月 10 日（月）です。